

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和2年 第7回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時		令和2年7月30日(木) 午前 9時00分から 午前 9時34分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館2階 大会議室
委 員 名		(1) 出席委員 柴田教育長、藤井委員、青木委員、 半澤委員、今村委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		榊教育部長、宮原教育総務課長、水上学校教育課長、 永島郷育推進課長、堀田文化財課長、永松主幹兼指導 主事、伊澤指導主事兼教育指導係長、藤岡指導主事兼 教育指導係長、笹田総務企画係長
会 議 (内 容)	議 題 容	・議案第19号福津市就学援助規則施行規程を改正することについて ・議案第20号令和3年度使用第3地区中学校教科用図書の採択について ・議案第21号令和2年度福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について ・報告 ・その他
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	7人
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
会 議 録 署 名 委 員		柴田教育長
		青木委員
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 日程第1 開会の宣言

柴田教育長：それでは、皆さんおはようございます。

教育委員会構成委員5名中ただいまの出席委員は4名でございます。定足数に達し、委員会は成立しますので、令和2年第7回福津市教育委員会の定例会を開会いたします。

直ちに会議をいたします。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりでございます。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

柴田教育長：日程の第2、会議録署名委員の指名を行います。

福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私柴田と、今日は青木委員、少し遅れておみえになるということでございますので、青木委員に署名をしていただくということにいたします。

3 日程第3 議案第19号福津市就学援助規則施行規程を改正することについて

柴田教育長：日程第3、議案第19号福津市就学援助規則施行規程を改正することについてを議題といたします。事務局に提案理由を述べていただきます。水上学校教育課長よろしくお願いします。

水上課長：はい。おはようございます。学校教育課長の水上です。よろしくお願いします。

説明のほうは座ってさせていただきたいと思います。

資料の1ページになります。

議案第19号福津市就学援助規則施行規程を改正することについて、福津市就学援助規則施行規程は次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市就学援助規則施行規程の一部を改正する告示を制定する。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び福津市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会の議決を求める。令和2年7月30日。福津市教育委員会教育長柴田幸尚。

理由でございます。要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年文部大臣裁定）が令和2年6月5日に一部改正され、要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算単価及び国庫補助限度単価が増額に改正されたこと、また医療費においては該当する法律が変更になっているに伴い、関連する福津市就学援助規則施行規程

を改正する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次ページ、2ページのほうを御覧ください。

福津市就学援助規則施行規程の一部を改正する告示（案）でございます。福津市就学援助規則施行規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるということで、下のほうに別表を掲げさせていただいております。

まず、就学援助制度につきましては、経済的理由によりまして就学困難な者の保護者に対しまして、必要な援助を行うという制度でございます。このことによりまして、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としている制度でございます。

別表のほうでございます。別表の左側のほうに品目別ということで掲げさせていただいておりますので、少し説明させていただきます。項目といたしましては、まずは学用品費、通学用品費、郊外活動費（宿泊を伴わないもの）、それから、郊外活動費（宿泊を伴うもの）、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、学校給食費、医療費ということの項目になっております。右側のほうに改正した増額の金額を書いておりますが、次ページ3ページのほうをお開けください。

こちらのほうに新旧対照表を掲げさせていただいております。右側の表が旧でございます。左側のほうが先ほど申しました、品目に基づくそれぞれの金額を掲載させております。下線のほうを引いて掲載させていただいております。金額の全ての説明のほうは割愛させていただきたいと思っておりますので、見ていただいて、それぞれ全ての金額が増額になっておるところが分かるかと思えます。例えば学用品費のところにつきましては、1万3,100円のところが、1万3,230円と増額になっております。それぞれが全ての項目におきまして、増額になっているところでございます。

今回の増額の理由につきましては、特に消費税の増額等を踏まえた単価の引き上げということになっておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：ありがとうございます。

4月1日に遡っていると。

水上課長：そうですね。

柴田教育長：事務局のほうから、就学援助費の改正について説明がありました。何かお聞きになりたいことはございませんか。

今村委員：よろしいですか。

柴田教育長：今村委員どうぞ。

今村委員：2点あります。要保護の児童生徒だと思うのですが、消費税が上がったので当然上げないといけないのは分かります、それ

で、準要保護の児童生徒の場合どのようになっているのですか。

水上課長：はい、要保護児童生徒については、国の制度でございまして、準要保護の児童生徒につきましては、それを受けまして市のほうの独自の制度になりますので、この表に準じまして同じように改正を行うということで、準要保護もこれに同じような形で改正となります。

今村委員：はい。

もう1点は、少しずれるかもしれませんが、給食費は全額支給ということでしたのでそれはよいのですが、今は、ほかの児童生徒の滞納とかいうのは、やっぱりあるのでしょうか。現場にいるときはどうしても給食費を滞納する家庭があつて、現場は困っているときがあつたんですが。

水上課長：私が把握している範囲で申しますが、やはりそういった家庭はあります。

今村委員：あるということですか。

水上課長：はい。

数のほうまでは把握しておりませんが、現状といたしましてもあるという状況は変わらないということでございます。

今村委員：その対応というのはどのようにされているのですか。

水上課長：それについてはやはり督促といいますか、催促等をいたしまして、保護者のほうに払っていただくような形でしております。

今村委員：学校からですか、それとも市のほうからですか。

水上課長：基本は、学校のほうからという形で、お願いしているところでございます。

今村委員：学校からするのは当たり前かもしれませんが、行政側のほうからも指導というか、それもあつていいような気がします。

そこは、なかなか難しいと思いますけどね。

水上課長：その辺についても、十分認識しておりますので、今後また検討させていただきたいと思います。

今村委員：はい。分かりました。

柴田教育長：ほかに何かお聞きになりたいことはありませんか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結したいと思います。

これより、議案第19号の採決をいたします。

原案のとおり承認をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがいまして、日程の第3議案第19号福津市就学援助規則施行規程を改正することについては、原案のとおり承認をされました。

4 日程第4 議案第20号令和3年度使用第3地区中学校教科用図書の採択について

柴田教育長：日程の第4、議案第20号令和3年度使用第3地区中学校教科用図書の採択についてを議題といたします。事務局より、提案理由を述べていただきます。

水上課長：はい。座って説明させていただきます。

4ページのほうになります。

議案第20号令和3年度使用第3地区中学校教科用図書の採択について、令和3年度から使用する第3地区の中学校教科用図書を次に理由により採択したいので、別紙のとおり提案する。令和2年7月30日。福津市教育委員会教育長柴田幸尚。

理由でございます。現在中学校で使用しています教科用図書につきましましては、平成28年度から令和2年度までの4年間の使用となっております。そのため、令和3年度から令和6年度まで使用する教科用図書の採択を行う必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次ページのほうに、6ページになりますが、先ほど御手元のほうに1枚刷りの、今回採択分をの教科書一覧を提示しておりますので、そちらのほうを横においていただいて、まず、6ページのほうを御覧いただきたいと思います。こちらのほうに、令和2年度の中学校用教科用図書採択に係る業務の流れということで掲載させていただいております。この流れにつきましましては先の教育委員会の中で、説明させていただいておりますので、割愛をさせていただきたいと思っておりますので、それ以後の流れについて説明をさせていただきたいと思っております。

令和2年6月2日から7月13日まで、各教科で実施されました選定部会におきまして、調査研究されました三種以上に絞った教科用図書の選定理由等を、7月17日に開催いたしました、教科用図書採択協議会、総括部会I会議におきまして、各部長から報告をいただいているところでございます。その後7月28日に開催いたしました、教科用図書採択協議会J会議におきまして、総括部会で調整した結果につきまして、各部会からの報告を行うことにより、選定委員会の委員長であります、福岡教育大学の伊藤委員長から、採択協議会の会長であります柴田教育長へ答申がなされております。

その7月28日の当日午後から採択協議会（親会）を開催いたしております。その採択協議会の中で、採択協議会の委員であります、福津市の柴田教育長、今村教育委員、宗像市の高宮教育長、大庭教育委員によりまして、各教科ごとに答申を受けました教科書を一種に選定しております。選定した教科用図書につきましましては、先ほど説明いたしました5ページということ

で、1枚刷りで追加させていただきました一覧表のほうに掲載させていただいているところがございます。こちらの説明のほうは書面でということでもよかったでしょうか。

柴田教育長：はい。もう書面で。

水上課長：はい。それでは説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

柴田教育長：5月から教科書の採択に向けて、各市の委員会、会議等行われてきてまして、一昨日、委員の皆様には5ページ一覧表でお渡しして、今村委員にも最後の会議には出席をいただいて、このように来年度から使う教科書を選定しております。

何かお聞きになりたいことはありますか、よろしいですか。

今村委員：7月28日に一日選定の時間があつたのですが、初めて全教科の教科書を見まして、ちょっと感想というか、申し述べたいのですが、よろしいですか。

柴田教育長：はい。

今村委員：例えば、社会科では、地図のところを比較していたのですが、これを選んだ理由としては、例えば、柴田教育長と一緒に、アメリカのところの地図を見ましたら、同緯度の日本が書かれている地図帳と、そうでない地図帳がありました。同緯度、日本の同緯度、同縮尺の地図が書かれている方がやはり生徒から見て分かりやすいので、そのようなことの違いで選んだりしています。

それから、美術では、美術も三種類ぐらいあつたのですが、美術の専門の先生が説明をされて、非常によく分かりました。例えば、鑑賞があつて、そして、実際に実技をして、そして、この選んだ教科書はまたもう一回鑑賞をすると、いわゆる振り返るような過程が、美術の教科書の中にありました。ですから、この教科書が良いということで、具体的に専門の先生が選ばれた理由をきちんとおっしゃっていたので。

それで、私の感想としては、これだけ教科書も進歩しているということです。小学校は見えていませんが、恐らく小学校もそうだと思います。

要するに専門の先生が小学校でも教えないと非常に難しい時代にもう入ってきているということです。それが、5年生、6年生になったら、かなりレベルが高いと思います。そうすると、中学校の先生が小学校に行って、専門の教科を教えるということは、やはりこれからの時代必要ではないのかなと、私の感想としてはそのように思います。

教科書が非常に進歩している。私が中学時代と全然違います。カラーも豊富だし、資料も豊富だし、それから、生徒の指向に合わせて編集がされているというようなことで、やはり教育のほうも変わっていかなければいけない。教え方も変わっていかなければいけないという時代かなというふうに思います。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。

選定部会というのがありまして、実際に授業を担当している先生と、それから、教頭先生、学校長、それで、各教科の選定部会で、選定をされた結果を受けて、説明を受けて、進めています。

では、他に質問がなければ、中学校用教科用図書の選定について御承認いただければ、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程第4の議案第20号令和3年度使用第3地区宗像市、福津市でございます。中学校教科用図書の採択については、原案のとおり承認したいと思います。

5 日程第5 議案第21号令和2年度福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

柴田教育長：それでは、日程第5、議案第21号でございます。令和2年度福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、これを議題といたしたいと思います。

水上課長：はい。また座って失礼させていただきます。

資料の7ページになります。

議案第21号令和2年度福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、上記の議案を別紙のとおり報告する。令和2年7月30日。福津市教育委員会教育長柴田幸尚。

理由でございます。福津市いじめ問題対策連絡協議会等条例第2条第1項及び第10条第1項により設置された、福津市いじめ問題対策連絡協議会において、令和2年4月1日付人事異動に伴う委員の変更が発生した。これが、この議案を提出する理由でございます。

次ページのほう、8ページのほうをお願いいたします。

今回4月1日の人事異動によりまして、こちらのほうに表に掲げております。まず、福岡法務局の人権擁護部第二課第一係長の江口淑子様。福岡県宗像児童相談所、相談第二課長、高野一宏様。福岡県宗像警察署、調査官兼生活安全課長、梶原慎平様。小学校につきましては、福岡南小学校長、太田剛様。中学校につきましては、福岡東中学校長、白土真二郎様でございます。こちらの5名につきましては、4月1日の人事異動によりまして、新しく異動して来られましたものですから、充て職となっている部分がありまして、次ページの9ページのほうを御参照していただきたいと思います。宗像医師会の間智子さんにつきましては、そのまま再任ということになります。先ほど説明いたしました5名の方につきましては、新任ということ

になります。

今回教育委員会の方に上程させていただいておりますが、報告という形で、本来であればもう少し早い時期の教育委員会に報告ということで考えておりましたけれども、新型コロナウイルスの関係等ございまして、会議等の開催が書面の開催ということにもなってきております。そういった関係で、本当に申し訳ございませんが、遅れましたけれども、この時期での教育委員会での報告ということで提案させていただいています。

よろしくお願いいたします。

柴田教育長：本市のいじめ問題の対策連絡協議会ということで、本年度はこのような委員で、任期は来年の3月までとなっています。3月いっぱいいろんな課題に取り組んでいただきたいと思います。

本案に関する質疑がありましたら、受付をいたします。

青木委員：以前されていた、各学校の問題行動や、いじめ、不登校などの生徒指導上の諸問題の報告を、たまにでよいので、していただければと思います。

水上課長：はい。

柴田教育長：そうですね。

6月から実際学校が動き始めましたので、各学校から毎月月例報告ありますので。

よろしいですか。

今村委員：この連絡協議会の回数は、年間何回ぐらい開かれますか。定期的に開かれるものですか、それとも。

水上課長：基本的には年に1回ということになります。

今村委員：年に1回。

水上課長：はい。

重要案件ということになりますと、審議会のほうを複数回開催することになります。昨年度は、審議会は4回ほど開催しているところでございます。

柴田教育長：協議会とは別に、審議会ということですね。

水上課長：重要案件につきましては、審議会のほうでの審議になりますので、審議会のほうを開催することになります。

柴田教育長：よろしいですか。

それでは、議案第21号の採決をいたします。

原案のとおり御承認をいただける方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成であります。ありがとうございます。したがって、日程の第5議案第21号令和2年度福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認をされました。

6 日程第6 報告

柴田教育長：以下報告事項になります。日程の第6、教育長の動静報告は、いつものとおり、10ページに書面で報告をさせていただきたいと思っております。

諸報告で、郷育推進会議の報告事項があるということです。

永島課長：郷育推進課のほうから報告させていただきます。座って説明させていただきます。

中央公民館と、文化会館機能統合に向けた内容について説明をさせていただきます。平成17年に福岡町と津屋崎町が合併したことに伴い、同様の機能を持つ中央公民館と、文化会館の両施設があり、施設の整備統合ができないまま現在に至っております。

平成28年行財政集中改革プランにおける行財政改革により、必要な財源を確保し、効果的・効率的な行政経営を進めなければならないという方針の基、両施設にはホール、調理室、視聴覚室、研究室など類似した機能が多く統合整理が望ましい。それぞれの施設がこれまで担ってきた役割と、利用の状況から、廃止は考えにくいため、重複した機能について、それぞれの施設の設置目的や周囲の状況、特性に合わせた機能分担や統合整備を行い、管理の縮減を目指していくことが示されました。

このことに基づきまして、中央公民館は機能整理集約化、生涯学習機能の充実及び民間のノウハウ活用による管理運営、コスト削減、施設の有効活用など検討した結果、中央公民館、津屋崎公民館の図書室は複合文化センターの開館に合わせて閉室しています。また、中央公民館の旧図書室は、公共施設有効活用案の中で、駅前のボランティアハウスを廃止し、個々にボランティアセンターを平成30年度に設置しています。さらに調理室については、機能統合に沿って改修し、平成31年度に社会教育団体などの事務所となっております。

現在、令和元年12月に中期財政見通しに合わせた行政集中改革プランが決定され、中央公民館は文化会館と機能統合の方向が示されたことから、機能統合に伴う課題の整理、検討を行いながら、それぞれの施設の在り方を調査研究している状況です。社会教育分野を担当します郷育推進課としましては、中央公民館の施設については、文化会館と機能統合できることを整理し、また、公民館の機能も整理しながら、市民共働や生涯学習の拠点として、社会教育分野の活動を支援する施設として活用していく方向を考えております。

以上になります。

柴田教育長：中央公民館と文化会館の機能統合に向けての経過報告ですね。

今日のところは口頭で報告ということです。

今村委員：結論が出るのは、いつですか。

永島課長：まだ、結論は今年度あたりで協議しながらですので、年度とい

うのは、はっきり決まっております。

今村委員：現在、中央公民館でいろんな社会活動を、教室やサークル活動などをされているじゃないですか。統廃合した場合は、カメラのほうになるということなのですか。

永島課長：その部分につきましても、現在は協議するような形です。

今村委員：社会活動を活発にするのでしたら、統廃合じゃなくて、それぞれあったほうが良いと思います。趣旨と反する感じがしたものですから。

永島課長：そこも含めまして、今協議している状況で、ある程度報告できるような部分が出ましたら、教育委員会の方にも随時報告をさせていただきたいと思っています。書面あたりでですね。

今村委員：ありがとうございます。

柴田教育長：よろしいですか。

ほかに各課から諸報告はありませんか、よろしいですか。

7 日程第7 その他

柴田教育長：日程の第7、その他です。

今後のスケジュールについて、笹田総務企画係長のほうからお願いします。

笹田係長：失礼します。

11ページに、本日から8月31日までのスケジュールを載せております。

教育委員の皆様にかかわる部分を御案内いたします。

本日10時半から、図書館2階研修室で、市長と協議をいたします、総合教育会議を予定しております。よろしくお願いいたします。

続きまして、次回の教育委員会定例会は、8月27日（木）の9時半から、本館2階の庁議室で予定しております。

以上です。

柴田教育長：スケジュールについて、委員の皆様から加筆修正等はよいですか、よろしいですか。

学校の終業式、始業式についてを、指導主事の方からお願いします。

永松主幹：小学校の終業式が、8月4日（火）でございます。続いて、中学校の終業式が、8月7日（金）でございます。これに関しましては、宗像地区でそろえておりますので、福津市、宗像市が一緒になって、同じ日に終業式となっております。

夏休み明け2学期の始業式が、8月19日（水）です。

青木委員：小学校も中学校もですか。

伊澤係長：小学校も中学校も一緒でございます。

以上でございます。

柴田教育長：今年は、このコロナウイルスによる休業の関係で、中学校も夏

休みは、わずか11日間です。

今村委員：土曜日は休みなのでしょうか。この間の土曜日は。例えば、8月1日何かはどうなのでしょうか。

永松主幹：お休みです。土曜授業を開催していない学校は、基本的には休みです。土曜授業に関しましては、各学校で、それぞれ設定をしています。

柴田教育長：よろしいですか。

8 日程第8 閉会宣言

柴田教育長：それでは、以上で本日予定されていた議事日程は全て終了いたしました。

第7回の福津市教育委員会定例会を閉会したいと思います。

引き続き総合教育会議がございますので、委員の方は、教育委員会事務局のほうで御待機のほうをお願いします。

それでは、どうもお疲れさまでした。